

スクロウプの自然権論とレッセ・フェール批判*

井坂友紀

I はじめに

本稿が取り上げるスクロウプ (G. P. Scrope, 1797-1876) は異色の経済学者である。オックスフォード英国人名事典には「地質学者、そして経済学者」とある (Rudwick 2004, 551)。地質学における彼の業績はおそらく経済学者としての功績以上に讃えられている¹⁾。だが彼は同時に「19世紀半ばの経済学文献への最も多産な貢献者の1人」であり (Gordon 1987, 272)、あだ名は“Pamphlet Scrope”であった (Opie 1929, 102)。Sturges (1984) の文献目録によれば、彼が生涯で書き残した 175 の著作のうち半数以上は経済学関連のものであった。

スクロウプの経済学は「明らかに非正統的」であると評されている (Gordon 1987, 272)。だが彼は単に反主流派の経済学者であっただけでなく、非正統的な彼の議論を高く評価する経済学者が存在していた。Kern (2003, 295) も指摘しているように、例えばシュンペーターはスクロウプの経済学のうちに「際立った独立性と独創性」を見出し、「勇敢に時勢に逆らった」と称した。「年代を考えると、これ [失業保険構想や公共事業の必要性の強調] が暗に示唆する彼の洞察…は、彼をこの時代の並みの経済学者たちのずっと上に置く」ものであった (Schumpeter 1954, 489)。

実際、スクロウプの経済学は政府による生存権保護の重要性の強調をはじめ現代に生きる私たちにとっても傾聴すべき部分を多く含んでいるが、残念ながら彼の議論に目を向ける経済学者は非常に限られていた。スクロウプを正面から取り上げた最初の学術論文である Opie (1929) には「無視されたイギリスの経済学者」というタイトルが付されている。この論文は限られた数の

* 本稿は JSPS 科研費 JP15K17035 の助成を受けたものである。

1) 19世紀初めの経済学と地質学の関わりについて論じた Rashid (1981) によれば、ジョーンズはもとより、リカードやホエートリーなど、地質学に関心を持つ経済学者は多かった。スクロウプの経済学に見られる地質学の影響については Rashid (1981, 737) を参照。

文献をもとにスクロウプの特徴的な主張を総花的に並べたものであるが、彼の経済学が研究に値するものであることを知らしめるには十分なレベルのものであった。にもかかわらず最も重要な先行研究である Stack (2000) のサブタイトル(「依然として無視されている経済学者」)がいきみじくも指摘するように、その後もスクロウプの研究蓄積は不十分なまま現在に至っている。

研究蓄積は極めて限られているものの、重要な先行研究が2つある²⁾。1つは、マルサス人口論争において貧民の被救済権の確立を主張した経済学者の1人としてスクロウプを取り上げた森下(2001)である。森下はスクロウプのマルサス批判と救貧法論を丁寧に検討し、「彼が目指したのは、自由放任主義と保護主義との、あるいは、レッセ・フェールと『パターナルな政府』との中庸の道であった」という結論を提示した(森下2001, 220-21)。しかしながら、他の先行研究と同様に限られた数の文献に依拠して検討がなされており、スクロウプの利潤論がほとんど議論の対象外とされたため、スクロウプの被救済権論に存在している重要な限界が必ずしも十分に明らかにされていないように思われる。

2つ目は先に触れた Stack (2000) である。スタックは他のどの研究者よりも多くのスクロウプの文献に目を通した上で、富者と貧者の「秘密のつながり」を定式化した経済学者として彼を描き出した。彼のいう「秘密のつながり」とは資本蓄積を軸として富者と貧者の利害が一致することであり、スクロウプはこうした社会像を提示していた。また彼はスクロウプの経済学のベースに——他の19世紀の全ての自由主義的経済学者と同様——神的自然主義 Providential Naturalism が存在していると主張した。市場メカニズムは神によって人間の幸福のために秩序立てられた自然の法則であり、スクロウプが唱えた干渉はあくまでも人間の手によって歪められたこの自然的調和の再建を意図するものにすぎないというわけである。確かに、本稿IV節で取り上げるスクロウプの利潤論に目を向けるならば、スタックの主張は一見妥当であるように思われる。だが本稿III節で詳述するように、スクロウプはとりわけアイルランド問題との関わりにお

2) スクロウプの経済学を主題として取り上げている論文は、筆者の知るかぎり他に3つある。1つは Pashkoff (1993) であり、明確な「政治的動機」をもってリカードウ派経済学を攻撃した者の1人として——リード (Samuel Read) とともに——スクロウプを紹介している。しかしながら本稿IV節で取り上げるスクロウプの資本家による利潤取得の擁護論のみが非常に限られた文献で検討されているため、資本家と労働者間の階級対立の隠蔽という「政治的動機」の背後に貧困救済という別の——そしておそらくはパシュコフの描くストーリーにはそぐわない——「政治的動機」が存在しているという点が見逃されている。2つ目は同じく本稿IV節で取り上げるスクロウプの信用論を検討した二階堂(1999)である。二階堂はスクロウプの信用論の特徴を「進歩と秩序、自由と公正などの概念と密接に結びついて議論が展開されていることと、通貨は産業と勤勉の利益と発展に応えた柔軟なものであるべきだという主張」に見出し、その見解が異端でありながらも「全体として正鵠を得たもの」と評価している。ただ、課題が信用論のみに限定されていることから、スクロウプの信用論が彼の経済学全体の中でどう位置づけられるか——具体的には、彼の信用論が資本家と労働者の間の階級対立から人々の注意をそらす役割を果たしているという決定的な点——が明らかにされていない。なお3つ目の Kern (2003) はサイモン (Juhon Simon) の議論のルーツとして、人口論と収穫逓減論を批判したスクロウプを——本稿IV節で比較対象とするホジスキんとともに——挙げている。ただし非常に短い論文で、引用文献もPPEのみである。

いて、自然権論をベースにレッセ・フェール批判を展開するのであり、彼が法案提出まで行った私有地の強制収用を通じた小規模自作農創設政策——これは先行研究では全く取り上げられていないのであるが——などはこうしたスタックの見解では説明のつかないものである。

以上のような先行研究の問題点を踏まえ、本稿では、彼の主要な経済学関連文献のほぼ全てを読み込み、スクロウプ経済学の特質や限界の明確化を図る。具体的には、自然権論をベースに展開される財産権およびレッセ・フェール原理の正当化要件論をスクロウプの経済学の重要な特徴として捉えた上で（本稿Ⅱ節）、それが具体的にどのような形で立ち現れるのか——あるいはそうでないのか——について、アイルランドの土地問題に関する議論（本稿Ⅲ節）と利潤論（本稿Ⅳ節）の検討を通じ明らかにする。最終Ⅴ節では検討結果を振り返るとともに、スクロウプの経済学史上の位置づけの明確化に向けた展望を簡単に示すこととする。

Ⅱ 自然権とレッセ・フェール原理の正当化要件

スクロウプの経済学の特徴の1つは、自然権論がそのベースとなっているところにある。1833年に刊行された名著『経済学原理』（Scrope 1833b [以下、PPEと略記]）では、本論の前に40ページ近くにわたる「予備的議論」が置かれている。この中でスクロウプは、「最重要の自然権」として（1）個人的自由に対する権利、（2）共有される創造主の恵みに対する権利、（3）財産に対する権利、（4）良い政府に対する権利の4つを挙げ、基本的にはロックの議論によりながら、それぞれ議論を展開している。この部分についてはOpie（1929, 105-10）や森下（2001, 114-18）らにより紹介がされているが³⁾、そこでは強調されていない部分も含め重要なポイントが2つある。

第1は、上記（3）の財産権が「全体の福祉 the general welfare に必要だと証明される場合のみ正当化される」としている点である（PPE, 16）。スクロウプによれば、上記（1）、（2）の権利、すなわち創造主の恵みを利用し消費するという諸個人の権利については、それを制限し確定する規則を必要とする。そうでなければ同じ資源を利用する諸個人の間で常に争いが生じ、弱い者の権利は侵害され続け、全体の幸福 the general happiness を完全に破壊するからである。このような事態を回避し、全体の幸福を維持するために打ち出されるのが「自分自身の活動によって自然から獲得したものは財産となる」という単純な規則であり、労働に基づく所有権なのである（以上、PPE, 16-17）。

財産権を「全体の幸福」との関わりで基礎づけるアプローチには功利主義の影響が見られるともいえるが、過度の強調は禁物である。スクロウプが功利主義者であれば自然権論を持ち出す必要性はそもそも乏しいのであり、実際彼はこの「予備的議論」において功利主義を明確に批判

3) なお森下（2001, 116）はスクロウプのいう自然権は「社会や国家に先だって人間が生来もつ権利という意味での自然権とは異なるものである」と述べるが、スクロウプは例えば神が与えた共有財産に対する自然権を「生得権 birthright」と述べている（PPE, 305）。

している。スクロウプによれば功利主義は「利己心を諸個人の行動の唯一の適切かつ本来の動機として前面に押し出し、他者を喜ばせる欲求、人々や神からの賞賛への願い、そして将来の賞罰に対する希望と恐れなどを除外する」教義であり、「全ての道徳を危険なまでに破壊する」ものである (PPE, 12-14)。そして彼は「法律によって打ち立てられた以外の権利が存在する、あるいは存在しようということ」を「頑強に否定」する功利主義的見解の「バカバカしさ」についても厳しく批判するのである (PPE, 3-4)。

スクロウプの自然権論の第2の特徴は、「良い政府に対する自然権」の役割の強調である。これは上記 (1) から (3) の自然権を含めたあらゆる権利の享受を保障する唯一の手段としての政府をもつ権利である。われわれの英知は不完全で、正しさに気づいていても感情あるいは気まぐれにより誤った道をしばしば歩む生き物である。したがって、他者の権利を侵害し全体の幸福を妨害する者の行動を統制する、社会の集合的権力の強制的干渉がなければ、いかなる権利の享受も保障されず、全体の福祉に不可欠な秩序と平安を維持できないということが起こりうる。それゆえ、個人的自由と諸個人の所有の境界線を定める法を制定し、強制する主体である政府が必要とされる (PPE, 21-22)。政府は「必要悪」なのではなく、個人的自由に対する権利、共有される神の恵みに対する権利、あるいは労苦が産み出した財産に対する権利を諸個人が享受できるのは、良い政府という手段を通してのみなのである (PPE, 26)⁴⁾。

重要なのは、このような特徴をもつ自然権論が、財産権やレッセ・フェール原理の正当化要件に関する議論に結実することである。確かにスクロウプは、当時の主流派経済学と同様、私的所有に基づく社会的分業こそが富の増大をもたらす点を強調する。産業は「私有財産制度と競争の刺激の下でのみ、生み出され、成長し、繁栄してきた」のであり、「労働の方向 direction の自由と、その生産物の個人的な享受あるいは販売の保障は、勤勉 industry が発揮され生産が増進する唯一の条件である」(PPE, 63)⁵⁾。だが他方でスクロウプは、自由の原理、あるいはその土台となる私有財産権が正当化される要件の存在を強調する。土地に関していえば、排他的土地所有に対する諸個人の法的権利が認められるのはまさに「全体の幸福にとって必要であることが証明されうる程度においてまで」であって、「その点を超えるとわかった場合には常に、その修正が…要求される」(PPE, 352)。したがって、私的土地所有権は、「生まれた土地の生産力のうちに自由に使えるよう神が与えた資源を、その共同体が最大限活用するという、先行する、より上位の権利の前では力をもたない」(PPE, 348) ことになる。

こうした議論は、初版から40年後の1873年に出版された『経済学原理』の第2版 (Scrope

4) スクロウプはPPE以外のいくつかの著作のなかで「自己保存」に対する権利を「第1の」自然権に挙げている (例えば Scrope 1833a, 7)。これは特に政府による貧困救済策の重要性を説く中で用いられているものであり、上記 (1) から (4) の「最重要の」自然権を政策的観点から総体として言い換えたものと捉えることができる。

5) スクロウプはオウエン、サン・シモン社会主義に対しても批判的であった。「自由の原理」すなわち「人々の相互の欲求から自然かつ自生的に発生する協働のシステム」は、「強迫の原理」すなわち「人工的で、強制的で、予め決められた協働のシステム」よりもずっと優れているのである (PPE, 76-77)。

1873)において一層強調されている。第3章「富の生産の条件—私有財産制, 労働, 土地, 資本」においては、「いかなる種類の私有財産権も, それがいかなる程度であれ明らかに社会の幸福と相反する場合には, 社会はその程度に応じてその私有財産権を修正することを正当化される, いやむしろ修正しなければならない」という文言が新たに脚注に盛り込まれた (Scrope 1873, 23)。さらに, この第2版では「レッセ・フェール」の教義について」という章が新たに加えられ, 「レッセ・フェール, すなわち“放っておけ”の原理は, 人々の利益全体の最高位の考慮という条件の下でのみ受け入れられる」と明記されている (Scrope 1873, 338)⁶⁾。

以上みてきたように, スクロウプの経済学は, 自然権論を1つのベースに, レッセ・フェール原理あるいはその前提となる財産権が認められる要件の存在や, 政府および社会制度の役割に光を当てるものであった⁷⁾。PPEにおいてはこうした議論はまさに経済学の「原理」として, いわば一般論として提示された。だがスクロウプが残した他の多くの文献にも目を通すと, 自然権論に基づく正当化要件論や, その具体的現れとしてのレッセ・フェール批判があらゆる政策課題に等しく適用されうるものではないということがわかる。この点を明らかにするために, 以下 III 節と IV 節ではそれぞれレッセ・フェール批判が鮮明に打ち出されるアイルランドの土地問題と, それが影を潜める利潤論とを検討する。

III アイルランド土地問題におけるレッセ・フェール批判

先行研究では必ずしも十分に取り上げられてこなかったが, スクロウプにとってアイルランドの土地問題あるいはそれに起因する貧困問題はライフワークともいべき極めて重要な政策課題であった。彼は 1830 年代の初めからアイルランドへの救貧法導入を積極的に提唱し, 1838 年の同法導入後もその改善や関連する政策を議会の内外で提言し続けた。彼自身「私の名前はしばしば公に, 前の会期で可決されたような修正救貧法の提唱と結びつけられている」(Scrope 1847b, 5), あるいは「これらの最も価値ある記録 [1820 年代以降の各種委員会報告書] を徹底的かつ体系的に研究してきた者はおそらくほとんどいない」(Scrope 1848b, 2) と述べており, 本件に関するスクロウプの強いコミットメントは自他共に認めるところであったといえる。

スクロウプの政策提言は明確なレッセ・フェール批判を伴うものであった。彼によれば問題の原因は「アイルランドのジェントリの自主的な行いに政府があまりに頼りすぎたことによる」(Scrope 1848b, 19) のであり, 「アイルランドの健全な労働者と小規模農家の本当に多くを減ほ

6) なお, スクロウプは穀物法の完全撤廃には反対であり, 10% の従価税の維持を主張していた。その理由としては (1) 食糧安全保障, (2) 関税収入, (3) 製造業向け保護関税の維持の 3 点が挙げられている (Scrope 1846c)。

7) このように社会制度の重要性を強調するスクロウプにとって, マルサスの人口論は受け入れられるものではなかった。なぜならそれは「誤った制度と誤った法的管理だけが原因で引き起こされている害悪を, 自然と人口増のせいにする」からである (Scrope 1848c, 17)。スクロウプの人口論批判については森下 (2001, 206-08) も参照。

してきた全ての、あるいはほとんど全ての恐るべき苦しみと大量死は、政府と立法府の一部が持ちうる叡智と精力を適切に行使したならば防げたであろう」ものであった (Scrope 1849a, 31)。そもそも政府と立法府は宗教的指示や国防あるいは人や財産の保護については躊躇なく干渉し公的義務の履行を強制するものである。それは「全ての者が賢く善良であるわけではないからであり、全ての者の利益と安全に欠くことのできないものは、諸個人の裁量に任せてはならない」からである (Scrope 1846b, 19)。「だが、公的義務のうち、法律が人々からの委託でその国の土地の絶対的所有権を与えている一群の者たちにのしかかるものほど、人々の福祉、いや、安全にとって不可欠なものがあるだろうか?」。そしてアイルランドの地主がその義務を全く無視して自由に土地清掃を行い、そこに住む人々が海へと追いやられている状況は正当化されるのだろうか (ibid., 19-20)? これは明らかに「財産権の曲解 overstraining」 (ibid., 56) である。スクロウプは言う。

政府はその長が公言する“レッセ・フェール、レッセ・パッセ”の原理に従って、抑圧され既に多くが殺されているアイルランド南部と西部の小作農を、清掃がその支配的な考えの1つで、無視され誤って管理される土地を改良する唯一の試みがその大量の住民たちを一掃することでしかない地主たちの愛情こもった慈悲にまかせ続けるのだろうか?

(Scrope 1850, 12-13 [圏点は原文大文字])⁸⁾

スクロウプが提唱した政策は大きく分けて2つある。1つは救貧法の導入である。君主制であれ共和制であれ、世界のあらゆる文明国は極貧の淵にいる者を救済するための制度を有している。だがアイルランドでは「人々は、前代未聞の額の地代を極貧の小作人から強制的に取り立てることについて武装警官と強力な軍隊に守られている法律上の土地所有者のなすがまま」となっている。その地代は食糧の大規模な輸出によって支払われ、その生産者には馬鈴薯食の最低生活手段しか残されず、時には雑草で食いつなぐこともある。「アイルランドだけが例外なのだ! シベ

8) スクロウプの地主への批判は厳しいものであった。例えば議会においては次のような演説を行っている。「労働者の雇用が儲かるものであるならば、なぜ彼らは雇用されないのかと聞かれるだろう。唯一の答えは、不在、無関心あるいは窮迫により自身で改良を行わない、あるいは長期の保有権や改良補償により小作人の土地改良を促進することのない名目的な地主などにより土地が閉じ占められているからである…彼ら [アイルランド西部の] 地主たちは実際自分たち自身の儲けのために、何年もの間、馬鈴薯のみに頼って生活する、法外な地代を支払う人々を産み育ててきたのである。そして馬鈴薯が不作となれば、彼らはこうした貧民たちを、アイルランドの他の地域に放り投げ支援させるといふのだろうか?」 (Scrope 1849c, 18, 20)。実際、「現状では明らかに義務であるものを後者 [地主] に果たすよう強制する」べく、雇用を行わない地主に課税する仕組み (A Labour Rate) も提案している (Scrope 1849b, 14)。他方で、スクロウプが唱える政府の貧困救済策は必ずしもあたたかいものではなかったという点に注意する必要がある。例えばアイルランドの救貧法案に関するパンフレットにおいて、彼は労働能力のある貧者のうち「常習的浮浪者と怠けた物もらい」については「浮浪者取締法」を制定し、習慣が改善されるまでは監獄に入れて置くという提案をしている。これは、「真に極貧状態の者が窮乏の極みに陥らないための安全という重要な目的を、貧者に自助努力を緩めてしまうような期待を持たせないための最も慎重な規定と結びつける手段の綿密で実際的な研究の結果」であった (Scrope 1847c, 18, 29)。

リアにさえ救貧法はある！」(Scrope 1836, 49).

救貧法導入の議論は本稿 II 節で紹介した自然権論を 1 つのベースとして展開される。アイルランドにおける救貧法の導入は「自然権の否定」により「ほとんど凶暴な未開状態」となった地域に平和と安全を広めるものである (Scrope 1830a, 13)。貧しい人々による盗みや殺人あるいはその集団的隠蔽は彼らが秘密の同盟の下で団結し彼らを苦しめる法を彼ら自身の法で置き換えていることを意味している。彼ら自身の法はアイルランドの法よりも強力であり、アイルランドの小作人に犯罪以外の生存維持手段を提供することによって「後者を自然的正義の第一の諸原理と調和させられるまでそうあり続ける」のである (Scrope 1836, 72)。救貧法により彼らに「豊かさの真っ只中にある飢餓から保護されるという奪われることのない自然権」(ibid., 11) を与えることは政府の義務である。

それ [救貧法] は極度の困窮にある全ての場合において、救済への法的権利を確立しなければならない。その自然権は紛れもなく存在している。そのように神聖で譲渡されえない権利を否認する政府はその最重要の義務を無視しているのであり、権力濫用が常にもたらす厳しい報復を受けるに値するのだ。

(Scrope 1831b, 550 [圏点は原文イタリック。以下同様。])

1838 年に救貧法が制定された後も、スクロップはその改善を提唱し続けた。それはまさに救貧法を「経済政策と自然権の第一の諸原理に、つまり聖書と理性が神の意志と宣言しているものに、合致せしめる」ためであった (Scrope 1847b, 63)。

スクロップが救貧法と併せて提唱したのが私有地の強制買い上げを通じた自作農創設政策である。彼は救貧法あるいはその改正の提唱者として名を知られているが、「他の大規模で強力な諸方策が付随することなく、それ自体万能薬であるか有効に機能されうるような法律を提唱したことは一度もない」(Scrope 1847b, 5)。救貧法だけでアイルランドを立て直そうとするのは「同法を完全に失敗させる危険を冒すこと」(Scrope 1847b, 5) であり、特に「抵当地の販売を促進する法律」、 「改善された土地法」、そして「未開墾地の即座の開拓を始めるための方策」の 3 つの政策を並行して展開することが重要となる (ibid., 7-8)。そしてこのうち「最も急を要する」もので、「最近、より深い考察を重ね」、実際に法案にとりまとめ提出までしたものが最後の未開墾地開拓策である (ibid., 24-26)。これは新たに設置する「未開墾地委員会」に、地主の所有地のうちの「未開墾地の一部を (強制的に) 購入する権限」(カッコは原文) を与え、道路や排水やフェンスといった土地改良を行わせ、それを 5 エーカーから 100 エーカーの農場に分割し、そして販売するかあるいは長期の借地権を与えるというものであった。

この政策の特徴の 1 つは、それが小規模な「ヨーマンリー」の創設を目的としていることである。未開墾地開拓政策は働ける貧者に有用で利益の上がる雇用の機会を提供するものである。だが目的はそれだけではない。この政策は宿無しの乞食や土地を持たない貧農の中からアイルランドに全く不足している「ヨーマンリー階級」を作り出す。「彼ら自身の土地を彼ら自身の利益の

ためだけに耕作する」彼らは、「その勤勉の果実を完全かつ排他的に享受することの確かさ」こそが呼び起こす勤勉、エネルギー、忍耐、そして知性をもって農業を展開する (Scrope 1846a, 52). この政策は、数年のうちに、不毛な未開墾地に何十万もの「勤勉な地主」を誕生させる (ibid., 55). それはこの国の生産性と富を増大させるとともに、国内の平穏と満足を確保するのに貢献する (Scrope 1846a, 63). だからこそスクロウプは、「行き過ぎた細分化あるいは又貸しに対する厳しい規定」を設けるのである (Scrope 1847b, 25).

この点に関連して指摘しておくべきは、スクロウプが「社会構造を形作る諸制度」のなかで「土地制度」の重要性を強調していたことである。PPEにおいて彼は、これまでの経済学者が「人々の社会的・経済的条件が、土地の保有及び所有に関する支配的な法と慣習によっていかに大きく影響を受けるか」(PPE, 98)について十分に言及してこなかったと指摘する。だが彼によれば、「ほぼそれら[土地所有に関する法や慣習]の状況のみで、ある国の文明度が実質的に決定されるといっても言い過ぎではない」(PPE, 96)のである。スクロウプが「アダム・スミスの不朽の評論以来われわれが手にする最も価値のある貢献」としてジョーンズを高く評価するのも、彼がこの点を明らかにした「最初の著者」だからに他ならない (Scrope 1832b, 82).

未開墾地開拓政策の第2の、より重要な特徴は、この政策もまた自然権論をその根拠としていることである。スクロウプは1835年に設置されたアイルランドにおける公共事業政策に関する特別委員会のメンバーとなった際、本政策を委員会に向けて提案した(『アイルランドにおける未開墾地開拓に関する所見』)⁹⁾。この中でスクロウプは、未開墾地が「自然権の最も正しい諸原理に基づき」、「創造主によって生存のために人々全体に与えられたもの」として、国家によって人々に最大限有利になるよう取り扱われるべきであると主張した。人々は未開墾状態の土地を耕作する権利を有しており、「そのような開墾だけが、土地に対する恒久的な所有権への衡平法上の権利を形成する」。したがって、「共同体の権益と自然権とに反して非生産的な状態で目下保持されているような未開墾地を、その法的所有者への補償なしで取り戻す」ことは政府の「絶対の権利」なのである (Scrope 1847a, 83-85).

本節の検討結果の意義を先行研究との関連で確認しよう。Stack (2000)は資本蓄積が貧困の解消をもたらすというスクロウプの功利主義的議論が、自然権論に頼る必要性から彼を解放していると述べた (Stack 2000, 554, 573). 確かにスタックも紹介しているように、救貧法の制定により貧しい人々の遵法精神が醸成され、それが資本蓄積の基盤となるといった功利主義的(目的論的)な表現をスクロウプが用いるケースは少なくない。だが本節が明らかにしたように、スクロウプの自然権論はアイルランドにおける救貧法の導入や私有地の強制買い上げを主張する際の論拠として明確かつ有効に——目的論的ではなく義務論的に——提示されている。また、資本蓄

9) なお、救貧政策としての土地割り当て(1エーカー程度)自体は、既に1832年の時点で提唱されている (Scrope 1832d, 334-36).

積を通じた貧困解消の議論をスクロウプの経済学の核心として強調し、スクロウプが市場メカニズムに神的自然を見出していたとするスタックの議論は、本節で検討したスクロウプの政策提言、とりわけ私有地の強制買い上げを通じた小規模ヨーマンリー育成政策の提唱という事実の前にその説得力を失う。資本蓄積の積極的評価をスクロウプの議論の核とする見解は、なぜ彼がアイルランド問題においてイングランド型の資本主義的農業の導入に反対し、小規模な自給的農業を促進しようとしたのかを説明しえない。私有地を強制的に買い上げ、多数の農場に細分化し、各種の改良を施した上で、自給的農業を営む人々のために販売ないし貸し出しをする——このような政策の提唱者を、市場メカニズムに神的自然を見出していた者と評価することには無理がある。ではスタックのような見解が提示される背景には何があるのか。次節でのスクロウプの利潤論の検討はこの点を理解する上でも重要となる。

IV 利潤論と通貨政策批判の意義

前節でみたように、スクロウプは自然権論をベースとしてアイルランドの地主や政府の作為・不作為を厳しく批判し、政府による積極的な介入の必要性を主張し続けた。彼の提言は救貧法の導入にとどまらず、私有地の強制的買い上げといった、レッセ・フェールとは対極的な政策を含むものであった。だが重要なのは、こうした主張が、イングランドの産業資本家による利潤取得、あるいはそのコインの裏面にある労働者階級の貧困に対して向けられることはなかったという事実である。スクロウプが生涯に書き残した経済関連の著作 80 タイトルのうち実に 30 タイトルがアイルランドの貧困問題を扱ったものであったが、イングランドの労働者の貧困を取り上げたものは 9 タイトルに過ぎなかった。しかもそれらはいずれも救貧法改正に関するものであり、1835 年以降はイングランドにおける貧困問題を主題とした著作は実は書かれていない（アイルランドの貧困問題に関しては、1835 年以降は 23 タイトル出版されている）。スピーナムランド制度に強く反対していたスクロウプにとって、救貧法改正後のイングランドには、パンフレットの執筆を迫るような貧困問題は存在しなかったのである¹⁰⁾。ではスクロウプは工場労働者の搾取や貧困の問題をどのように捉えていたのであろうか。この点はスクロウプと同時期に活躍し、彼と同じく自然権論をその議論の 1 つのベースとしていたホジスキンの (Thomas Hodgskin, 1787-1869) との対比においてより鮮明に浮かび上がる。ホジスキンの比較自体はスタックによってもある程

10) Sturge (1984) の文献リストをもとに筆者が分類した。改めて整理すれば、経済関連文献のうち、アイルランドとイングランドの貧困問題を主題としたものがそれぞれ 30 タイトル、9 タイトルあり、それ以外のものが 41 タイトルあるということになる。この 41 タイトルは通貨政策や課税政策などの他の特定の課題をテーマとした著作と、PPE などをはじめとしたより一般的な経済学文献から成っている。後者に関していえば、イングランドの貧困問題が部分的に取り上げられるケースもないとはいえないが、筆者の検討した限り、総体としてはアイルランドの貧困について論じられることの方が圧倒的に多い。

度展開されてはいるが¹¹⁾、ここでは両者の自然権論にまで掘り下げて検討する。

周知のとおりホジスキンはいわゆる「労働全収権論」の提唱者とされている。彼は政府による攻撃や侵害に対して財産権が守られることは決定的に重要であるとする一方で、「労働者が自身の生み出したあらゆるものを所有するという要求に対しても財産権が守られるべき」という点については、「支配的見解とは完全に意見を異にする」(Hodgskin 1827, 237)。資本家の利潤獲得は「怠け者もつ、労働者の生産物を取奪する権力」であり、それが労働者の貧困と悲惨さの原因となっている (ibid., 237)。労働者は生存を維持するだけを受け取り、地主はより肥沃な土地の余剰生産物を受け取るが、残りのあらゆる労働生産物は彼の資本の使用に対する利潤の名の下に資本家へ向かう (Hodgskin 1825, 6)。そして労働者がより多くの賃金を求めると、議会や出版業界は労働に報いる必要性ではなく、資本を守る必要性を説く (ibid., 5)。だがホジスキンによれば、資本のおかげであるとされてきた文明や人類の生存環境の驚くべき改善は、実際には、労働と、その質を高める知識及び技術によってもたらされている (ibid., 33)。したがって「諸個人と諸国家の絶え間ぬ改善を確保する最良の手段は、正義を貫くことであり、労働がその全生産物を所有し享受するのを許すことである」(ibid., 33)。

これに対してスクロウプは、資本の役割を積極的に評価し、資本家による利潤の取得を正当化する。労働者が彼自身の「資本」によって労働をするなら、当然、彼の労働の全生産物が彼のものとなる。だが彼が他者の資本によって労働をするなら、その生産物の一部が資本の所有者のものとなるのは「明白」である (PPE, 144)。賃金が労働者への労働の誘因であると同様に、利潤は資本家への資本の生産への利用の誘因となる (PPE, 145)。もしも利潤を取得する権利が確保されなければ、誰も自分自身が用いる以外の資本を生産しないだろう。そうなればあらゆる労働者は労働に必要な道具、材料、そして食料を自分自身で用意しなければならなくなる。人々は原始的な社会生活に逆戻りとなるだろう (PPE, 146)。

以上のような立場から、スクロウプはホジスキンを名指しで厳しく批判する。スクロウプによればオウエンの教義は無害な思索であり、またわずかながらのもっともらしさでもって擁護されるものかもしれないが、ホジスキンの議論は「より恐るべき性格のものであるだけでなく、はるかに有害である」(Scrope 1832c, 412)。彼の議論は、労働に必要な道具あるいは原材料をもたない労働者が、他者が自らの労働によって得た道具と原材料を対価なしで利用できないのは正義に反するというものである。だが自らの生産活動に用いられない資本が他者に自由に使われてしまうならば、誰も自分自身で使用できる以上の資本を蓄積しないだろう。スクロウプはいう。「現在の文明の中で、19世紀に、そして人間生活における必需品、快適品、ぜいたく品の生産において資本が果たしている非常に大きな役割に関し目に入る全ての証拠の中で、資本を社会の毒として、また資本の所有者による利子の獲得を乱用、不正そして労働者階級の収奪として、激しく非難する者たちがまだいる。そのような盲目さは私には全く不可解なものである。」(PPE, 150)。

11) Stack (1998, 146), Stack (2000, 561-65). 森下 (2001, 7) においてもスクロウプのホジスキンの批判の一節が紹介されている。

資本家を攻撃した場合、「その最初の、そして最大の被害者は労働する階級に違いない」のであり、「この階級のことを真に考える政府は、資本の所有者に対しその利用に対する最高度の自由とその報酬の最も完全な享受を与える以上に賢明な道はとりえない」のである (Scrope 1848d, 13)。

こうした両者の見解の対立は、資本家による生産物の領有に関する議論においてより鮮明となる。ホジスキンは資本家が「他者の労働の生産物によって生活」しており、それが「自然的財産権を侵害している」と明確に主張する (Hodgskin 1832, 128-29)。人工的財産権は、「労働と報酬の間の自然な結びつきを断ち切っている」(ibid., 131)。自然法は、勤勉を富によって報い、怠惰を極貧によって罰するが、この国の法は怠惰に富を与え、困窮するまで勤勉から金を巻き上げている (ibid., 130)。「ほとんどの経済学者」は資本家による他者の労働生産物の取得を擁護しているが、こうした経済学者の支配的見解は「彼ら自身の富の定義と真っ向から対立する」ものである (Hodgskin 1827, 238)。

このようにホジスキンはロックの労働に基づく所有の原理の徹底を通じ資本家による利潤取得の正当性を否定するわけであるが、同じくロックの議論をベースとしつつ利潤取得の重要性を強調するスクロップはこの点をどう乗り越えていたのか。その答えがいわゆる彼の「節欲説」である。スクロップによれば利潤とは「彼が個人的な満足のために財産の一部を消費するのをしばらくの間控える abstaining ことへの補償」であり、資本が投下され自己の消費に回せなくなるその時間に比例する (PPE, 146)。無償で労働をする者がいないのと同様に、追加的な価値がその時間に比例して得られることが期待されなければ時間を犠牲にする者はいない。その報酬の享受の保障が与えられてはじめて、富は金銀や奢侈品のような社会的に無意味な形ではなく、道具、建物、機械、原材料に姿を変えて労働者に貸し出され、全体の幸福をもたらすこととなる。確かに資本はそれを使用する者の技術と労働がなければ富を増大させることはできないが、同様に、労働者は使用する資本と労働している間の生活手段がなければ、生存維持さえできない。資本と労働のどちらも生産に貢献し、どちらもその分け前に対する権利をもつ (PPE, 146-49)。

スクロップの節欲説の裏側には労働価値説の否定がある。スミスとその信奉者たちはあらゆるものが「実質的な価値 *a real value*」を持っており、それはそれを生み出すのに必要とされる労働の量によって測られるとする。だが、価値尺度は本質的に明白で、それ自体価値としてできるかぎり不変でなければならない。その点、労働は最も曖昧で、その価値も変化しやすいものである。もとより、「その価値がそれを生み出すのに必要な労働量によってのみ決定される商品はほとんどない」。スミスらは生産や供給が独占下にあるもの等を「例外」としたが、あらゆる商品は多かれ少なかれ独占に影響されている。したがって、「いかなるものの交換価値もそれを入手するか生み出すのに必要とされる労働量に常に依存すると力説され、それゆえそれがもつ価値の最良の尺度として労働量が提案される」が、これは「ひどく誤った主張」なのである (PPE, 166-67)¹²⁾。

12) 節欲説と労働価値説批判については 1831 年の論文で既に明確に提示されている (Scrope 1831a, esp. 12-20)。

スクロウプは資本家と労働者の階級的対立を認めず、産業資本の生産活動の活発化を労働者の生活改善と同一視していた。換言すれば、労働の生産力が資本の生産力として立ち現れるという点を無視したのである。スクロウプによれば、イングランドのように既に生産技術を大きく進歩させ、日々その改善がはかられているところでは、労働に対する報酬は最も低い種類のものであっても以前に比べて大きなものとなっているはずであり、また同様に常に増加するはずである。それゆえもしもそのような国において労働者の賃金が十分でない時が少しでもあるとすれば、「そのような事態は勤勉の生産物の分配を決定する政治的制度の誤った取り決めの結果でしかありえない」ということになる（PPE, 94-95）。

ではこのような結果をもたらす「政治的制度の誤った取り決め」とは何であるのか。その1つが通貨政策である¹³⁾。スクロウプによれば、1830年代に労働者の賃金低下をもたらしていたのは物価の全般的下落であり、それは利潤減少を通じて資本家をも苦しめる現象であった。だが価格とは単に貨幣に比較しての財の価値であるので、物価の全般的下落は財に比較しての貨幣の価値の全般的上昇に対する別の言い方に過ぎない。貨幣価値の上昇は貨幣の相対的な不足によって引き起こされる。つまり近年あらゆる種類の財の生産が著しく増大した一方で、流通している貨幣の量は同程度に増大することがないどころか、実際、むしろかなりの程度減少しているのである（Scrope 1832a, 6-7）。こうしてスクロウプは「適正な、そして唯一の効率的な治療法」は「あらゆる安全で法に則った手段による、その媒体〔貨幣〕の増大」であると結論づけ、スコットランドの銀行制度を手本に銀行の開業や紙幣発行に関する規制緩和・撤廃を唱えるのである（ibid., 11-18）¹⁴⁾。

このように資本の役割を全面的に肯定し工場労働者の貧困を通貨政策等の外生的要因に帰するスクロウプの見解は、1835年に起きたヨークシャーの毛織工との批判的やりとりにおいて典型的に立ち現れている。スクロウプは生活に苦しむ毛織工が賃金の規制と機械の停止を請願していることについて「科学と常識のあらゆる原理に反する」（Scrope 1835a, 6）とした上で次のように批判する。

もしもあなたがたがあらゆる改善の生きた原理である競争に足かせをはめれば、すべての精励を一撃で破壊する。…そして間違いなく、そのような体制の下では、より自由な環境へと資本は急いで移動し、労働者がかつてないほど暮らさむきの悪い状況に置く。

（Scrope 1835a, 6）

13) スクロウプの通貨政策については西沢（1994, esp. 132-42）も参照。

14) この後、スクロウプは全般的困窮の「副次的な」原因として、(1) 10分の1税、(2) 囲い込みにかかる手続き費用、(3) 貧者への法的保護の不足からくるアイルランドの財産権の不安定、(4) 原材料にかかる高関税、(5) 救貧法の不適切な運営による労働者の困窮、そして(6) 穀物法、の6つを挙げている。注目すべきは(5)と結論部分で移民あるいは植民を解決策として提示していることであるが、この点については別稿で取り上げる。以上 Scrope (1832a, 18-29)。なお、通貨政策に関する同様の議論は例えば以下にも見られる。「その貨幣取引が残りの文明世界全てのそれに等しいこの富裕な商業国に、安価で、自由で、健全で、そして十分な通貨を与える政策」（Scrope 1830b, 12-13）。

人間の労働を省力化し生産を促進するあらゆる手段は人類にとって利益であり、ありがたいものである。生産技術の改良の進展が同時に大きな弊害をもたらすとすれば、それは愚かな法律による生産物の誤った分配か、精励の向け方の誤りによるものである。

(Scrope 1835b, 22)¹⁵⁾

V まとめと展望

スクロップが名著 PPE の冒頭 40 ページで展開した自然権論は財産権やレッセ・フェール原理の正当化要件に関する議論を導くものであった。この自然権論に基づく要件論あるいはその具体的現れとしてのレッセ・フェール批判が最も鮮明に現れるのはアイルランド問題においてであり、それは救貧法の導入及びその改善に関する主張や、私有地の強制買い上げを通じた自作農創設政策に体现された。後者はかなりラディカルな提言であったといえるが、スクロップによれば「自然権に反して」非生産的に所有されている未開墾地を「補償なしで取り戻す」のは政府の「絶対の権利」であった。

しかしながらスクロップのレッセ・フェール批判はあらゆる政策課題に等しく適用されたわけでは決してなく、産業資本家による利潤追求あるいはその裏面にある工場労働者の搾取の問題に関してはその影を潜めた。彼は資本蓄積こそが富の生産、ひいてはあらゆる人々の生活向上を可能にするとして、資本を存在せしめる条件である利潤取得を強く擁護した。ホジスキが労働に基づく所有という自然権論をベースに資本家による利潤取得を鋭く批判したのとは対照的に、スクロップは労働価値説を否定しいわゆる「節欲説」を打ち立てることでそれを正当化した。労働者階級の困窮は資本家による利潤獲得を困難にする諸制度によるものとし、通貨発行規制といったいわば共通の敵を持ち出すことで両者の階級的対立関係を踏み込むのを巧妙に回避した。

このようにスクロップの自然権論に基づくレッセ・フェール批判は使い分けられていた。「人々の社会的・経済的条件が、土地の保有及び所有に関する支配的な法と慣習によっていかに大きく影響を受けるか」を強調したスクロップは、アイルランドの土地問題におけるレッセ・フェールを厳しく批判した。彼の政策提言は地主の土地所有権の否定と小作人の土地に対する権利の強化を含むものであったが、その論拠の1つとなったのが労働に基づく所有を柱とした自然権論であった。だが後者を資本の利潤取得一般にまで適用するならば、領有法則の転回という矛盾に突き当たるのは避けられなかった。だからこそスクロップは利潤論において労働価値説を否定し自然権論ではなく節欲説を打ち出して資本家の利潤取得の正当化を図るとともに、工場労働者の搾取の問題について批判の矛先を通貨発行規制等の外的要因に向けた。

スクロップによるこうしたレッセ・フェール批判の使い分けは、彼の経済学の魅力の源泉であ

15) スクロップがここでいう「愚かな法律」とは「課税と通貨」と「自由貿易への制限の体系」であり、「精励の向け方の誤り」とは工場労働者の過剰を指している。

ると同時に、その評価を困難にする最大の要因となっているともいえる。本稿 III 節で触れたように、Stack (2000) はスクロウプの利潤論に重点を置いて議論を展開したため、スクロウプの自然権論やそれに基づくレッセ・フェール批判を軽視することとなった。森下 (2001) は、スクロウプ自身の発言をもとに彼が自らの経済学を「レッセ・フェール」と「パターナリズム」の「あいだ」あるいは「中庸」に構築したとしているが、こうした形での一般化はスクロウプの経済学の特徴をかえって見えにくくするようにも思える。森下が援用したタームであえて表現するならば、スクロウプはアイルランド問題に関しては明らかに「パターナリズム」であり、産業資本の活動に関しては基本的に「レッセ・フェール」である。重要なのはこの具体的な線引きであって、「あいだ」あるいは「中庸」という表現での一般化は、アイルランドにおける私有地の強制買上げの提唱に象徴されるようなスクロウプのラディカルな側面を過小評価することにもつながりかねない¹⁶⁾。

-
- 16) 本稿 IV 節で比較対象としたホジスキンはアイルランドの土地・貧困問題をどのように捉えていたのか。筆者の知る限り主要な著作において唯一言及されているのは土地の自由売買による状況改善についてである。彼によれば「抵当地法が土地を法的足枷から解放し、土地が市場に流れ込み、自由に売買され、そして魔法のように改善が始まった」のである (Hodgskin 1857, 14)。こうしたホジスキンの見解はレッセ・フェールを厳しく批判し私有地の強制収用まで提言したスクロウプのそれとは対極にあるように思われる。この点の詳細な検討は別の機会に譲りたいが、いずれにしても言えるのは、“労働全取権論を提唱したりカードウ派社会主義者ホジスキンを”と“節欲説で資本の利潤取得を正当化したスクロウプ”という図式的な理解ではこうした両者の議論の多面性が見落されてしまうということである。
- 17) J. S. ミルとの比較が有益である可能性自体は Opie (1929) がすでに示唆し、また森下 (2001, 220-21) がその相違点について触れているところであるが、ここでは最も重要な両者の類似点を簡単に指摘したい。財産権あるいはレッセ・フェール原理の正当化要件論については、ミルの『原理』第 2 編第 2 章「同じ主題 [所有] について」及び第 5 編第 11 章「自由放任主義あるいは不干渉主義の根拠と限界について」において同様の主張が展開されている。「土地は、本来、全人類の相続財産である。その土地を人に私有させるのは、全く人類全般の便宜に出でることである。土地の私有がもしも便宜を与えないならば、その私有は不正である」(Mill [1871] 1965, Books I-II, 230 / 訳 岩波文庫(二)74)。「強壯者でも生活に困窮しているものには、その救済を私人の自由意思による慈善に任せておくよりも、むしろ法律によって生活費の確実性が与えられる方が、はるかに好ましいと思う」(Mill [1871] 1965, Books III-V, 962 / 訳 岩波文庫(五)336)。また、アイルランドの土地問題に関してスクロウプは地主による土地清掃を正当化する大土地所有制の生産性に関する議論を批判し、小規模農場の生産性の高さと小作人の土地への権利強化に関する議論を展開したが(「取りうる中で最も賢明で分別のある方法は、…小規模農場の清掃あるいは統合のいかなる試みも避け、既存の小作人がその占有している土地の生産性を最大限開発するよう促進し、援助と指示によりそれを可能にすることであって、小規模農場制においても、大規模農場制における以上ではないにしてもそれと同程度には、間違いなく生産的になりうるのである」(Scrope 1848c, 44))、こうした主張はミルの議論と驚くほど重なるものである。「どの農業制度がそれ自体として最良かという問題は、アイルランドにとっては、純粹に理論的関心である。そこには人々がいるのであり、問題は国をどう改良するかではなく、どうすれば国がいまそこに住む人々によって、またその人々のために、改良されうるかである」(Mill 1848, vol. 1, 389)。「小農土地所有が農業にとって害悪となる、あるいは過剰人口を招くということをいまだに信じている者は、この主題に関する知見から恥ずべきほど遅れている」(Mill 1868, 39)。実際スクロウプはミルのアイルランド論を論稿の中で引用している (Scrope 1848a, 15)。

いずれにしても、スクロウプの学史的 position の明確化にはこの点も含めた更なる研究蓄積が不可欠である。彼の最も知られた功績は節欲説であるが、そこにどれだけオリジナリティがあるにせよ、その目的は資本家による利潤取得の正当化という極めてオーソドックスなものであった。その意味でも、スクロウプの経済学の本当の特色は、社会のあり方を左右する土地制度の重要性を認識し他ならぬアイルランドの土地問題に関してレッセ・フェールへの鋭い批判とラディカルな改善策の提唱をし続けたこと、そしてそのベースには自然権論があったこと、この点にこそ見出されるべきであると筆者には思われる。そしてこうしたスクロウプの議論は——そのベースにある自然権論はもちろん別にして——J. S. ミルのそれに先鞭をつけるものであったともいえる¹⁷⁾。だがこの点についてはスクロウプの植民地論や議会での言動と併せて別稿で詳しく検討することとしたい。

(井坂友紀：茨城工業高等専門学校)

参 考 文 献

- Black, R. D. 1960. *Economic Thought and the Irish Question 1817-1870*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Gordon, B. 1987. Scrope, George Poulett (1797-1876). In *The New Palgrave Dictionary of Economics*, vol. 4, 272-73, ed. by S. N. Durlauf and L. E. Blume. Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Hodgskin, T. 1825. *Labour Defended against the Claims of Capital; or, The Unproductiveness of Capital Proved with Reference to The Present Combinations amongst Journeymen*. London: Knight and Lacey.
- . 1827. *Popular Political Economy: Four Lectures Delivered at the London Mechanics' Institution*. London: Tait.
- . 1832. *The Natural and Artificial Right of Property Contrasted*. London: B. Steil.
- . 1857. *Our Chief Crime: Cause and Cure: Second Lecture, on What Shall We Do With Our Criminals? Delivered at St. Martin's Hall, June 3, 1857*. London: Groombridge and Sons.
- Kern, S. W. 2003. McCulloch, Scrope, and Hodgskin: Nineteenth-Century Versions of Julian Simon. *Journal of the History of Economic Thought* 25 (3) : 289-301.
- Mill, J. S. 1848. *Principles of Political Economy with Some of Their Applications to Social Philosophy*. Boston: Charles C. Little and James Brown.
- . 1868. *England and Ireland*. London: Longmans, Green, Reader and Dyer.
- . [1871] 1965. *The Collected Works of John Stuart Mill, Volume II-III—The Principles of Political Economy with Some of Their Applications to Social Philosophy (Books I-V)*, ed. by John M. Robson, introduction by V. W. Bladen. Toronto: University of Toronto Press. 末永茂喜訳『経済学原理』岩波文庫, 1959-63.
- Opie, R. 1929. A Neglected English Economist: George Poulett Scrope. *Quarterly Journal of Economics* 44 (1) : 101-37.
- Pashkoff, S. 1993. Two Contributions to the Decline of Ricardian Economics: Samuel Read and George Poulett Scrope. *Contributions to Political Economy* 12 (1) : 47-69.
- Rashid, S. 1981. Political Economy and Geology in the Early Nineteenth Century: Similarities and Contrasts. *History of Political Economy* 13 (4) : 726-44.
- Rudwick, M. 2004. Scrope, George Poulett. *Oxford Dictionary of National Biography*, ed. by H. C. G. Matthew and Brian Harrison. Oxford: Oxford University Press, vol. 49, 551-54.
- Schumpeter, J. A. 1954. *History of Economic Analysis*. New York: Oxford University Press.
- Scrope, G. P. 1830a. *A Letter to the Agriculturists of England, on the Expediency of Extending the Poor Law to Ireland*. London: James Ridgway.

- . 1830b. *The Common Cause of the Landlord, Tenant, and Labourers, and the Common Cure of Their Complaint: in a Letter to the Agriculturists of the South of England*. London: James Ridgway.
- . 1831 a. The Political Economists. *Quarterly Review* 44 (87): 1–52.
- . 1831 b. Poor-Law for Ireland. *Quarterly Review* 44 (88): 511–54.
- . 1832 a. *A Plain Statement of the Cause of, and Remedies for, the Prevailing Distress: For the Consideration of a Reformed Parliament, and of Those Who Will Have to Elect Its Members*. London: James Ridgway.
- . 1832 b. Jones on the Doctrine of Rents. *Quarterly Review* 46 (91): 81–117.
- . 1832 c. The Right of Industry and the Banking System. *Quarterly Review* 47 (94): 407–57.
- . 1832 d. Amendments of the Poor Laws. *Quarterly Review* 48 (96): 320–45.
- . 1833 a. *Plan of a Poor-Law for Ireland, with a Review of the Arguments For and Against It*. London: J. Ridgway.
- . 1833 b. *Principles of Political Economy, Deduced from the Natural Laws of Social Welfare, and Applied to the Present State of Britain*. London: Longman, Rees, Orme, Brown, Green, and Longman. [本文中では PPE と略記]
- . 1835 a. *The Letter of George Poulett Scrope, Esq., M. P. to the Chairman of the Central Committee of the Hand Loom Worsteds Weavers, of the West-Riding of York: with Their Answer to the Same*. Bradford: H. Warrman.
- . 1835 b. *Political Economy, Versus, the Hand-Loom Weavers: Two Letters of George Poulett Scrope, Esq., M. P. to the Chairman of the Central Committee of the Hand-Loom Worsteds Weavers, of the West-Riding of York: with Their Answer to the Same*. Bradford: T. Inkersley.
- . 1836. Foreign Poor-Laws / Irish Poverty. *Quarterly Review* 55 (109): 35–73.
- . 1846 a. *How Is Ireland to Be Governed?: A Question Addressed to the New Administration of Lord Melbourne in 1834, with a Postscript, in which the Same Question Is Addressed to the Administration of Sir Robert Peel in 1846*. London: James Ridgway.
- . 1846 b. *Letters to the Right Hon. Lord John Russell, on the Expediency of Enlarging the Irish Poor-Law to the Full Extent of the Poor-Law of England*. London: James Ridgway.
- . 1846 c. *Letter to Sir Robert Peel, on the Mode of Meeting the Present Crisis*. London: James Ridgway.
- . 1847 a. *Extracts of Evidence Taken by the Late Commission of Inquiry into the Occupation of Land in Ireland, on the Subject of Waste Lands Reclamation; with a Prefatory Letter to the Right Hon. Lord John Russell*. London: James Ridgway.
- . 1847 b. *Letters to Lord John Russell, M. P. on the Further Measures Required for the Social Amelioration of Ireland*. London: James Ridgway.
- . 1847 c. *Remarks on the Irish Poor Relief Bill*. London: James Ridgway.
- . 1848 a. *How to Make Ireland Self-Supporting; or, Irish Clearances, and Improvement of Waste Lands*. London: James Ridgway.
- . 1848 b. *The Irish Relief Measures, Past and Future*. London: James Ridgway.
- . 1848 c. *A Plea for the Rights of Industry in Ireland. Being the Substance of Letters Which Recently Appeared in the Morning Chronicle, with Additions*. London: James Ridgway.
- . 1848 d. *Rights of Industry, or the Social Problem of the Day, as Exemplified in France, Ireland, and Britain*. London: James Ridgway.
- . 1849 a. *The Irish Poor Law. How Far Has It Failed? And Why?: A Question Addressed to the Common Sense of His Countrymen*. London: James Ridgway.
- . 1849 b. *A Labour Rate Recommended in Preference to Any Reduction of the Area of Taxation, to Improve the Operation of the Irish Poor-Law: In Three Letters to the Editor of the Morning Chronicle*. London: James Ridgway.
- . 1849 c. *Votes in Aid and Rates in Aid of the Bankrupt Irish Unions: Two Speeches Delivered in the House of Commons*. London: James Ridgway.
- . 1850. *Draft Report Proposed to the Select Committee of the House of Commons on the Kilrush Union with Prefatory Remarks*. London: James Ridgway.

- . 1873. *Political Economy, for Plain People: Applied to the Past and Present State of Britain*, 2nd ed. London: Longmans, Green.
- Stack, D. 1998. *Nature and Artifice: The Life and Thought of Thomas Hodgskin (1787–1869)*. [London]: Royal Historical Society; Boydell Press.
- . 2000. The 'Secret Concatenation' in the Mid-nineteenth Century: The Case of George Poulett Scrope, a Still Neglected Political Economist. *History of Political Economy* 32 (3) : 553–84.
- Sturges, P. 1984. *A Bibliography of George Poulett Scrope: Geologist, Economist, and Local Historian*. Boston, Mass.: Baker Library, Harvard Business School.
- 二階堂達郎. 1999. 「スクループの信用・銀行論—通貨における公正と自由」『大手前女子大学論集』33:81–91.
- 西沢 保. 1994. 『異端のエコノミスト群像—19 世紀バーミンガム派の経済政策思想』岩波書店.
- 森下宏美. 2001. 『マルサス人口論争と「改革の時代」』日本経済評論社.

Scrope's Natural Rights Theory and Criticism of Laissez-faire

Tomonori Isaka

Abstract:

This study clarifies the main features of G. P. Scrope's political economy.

What makes his work distinctive is his idea that the laissez-faire principle is justified only under certain conditions. On the one hand, Scrope's economics is firmly grounded in the "principle of freedom" (free competition or free markets). On the other hand, based on the natural rights theory, he maintains that the principle of freedom rests only on the assumption that it is expedient for general interests. Whenever private property is seen as inconsistent with the welfare of society, 'society is justified—nay, bound—to modify it.'

The Irish land question and the poverty resulting from it is where Scrope most clearly presents his criticism of laissez-faire. Not only does he propose introducing (and later, improving) poor laws in Ireland, but also suggests that the government should purchase tracts of privately-owned lands, improve them, and sell or lease them as small farms. According to Scrope, land ownership in Ireland is 'contrary to the interests and natural rights of the community,' and, the government should exercise its 'strict right' to recover waste land.

However, Scrope never directs his criticism of laissez-faire towards the activities of capitalists. For him, a capitalist mode of production is the key to civilisation and economic growth. He explicitly criticises Hodgskin's argument that labourers should own all their production. His abstinence theory justifies the rights of capitalists to earn profits, and his attack on currency policy takes the readers' attention away from the hostile relationship between capitalists and labourers.

It is important to distinguish where his criticism of laissez-faire is applied and where it isn't. It is misleading to emphasise only one aspect of his argument as this is paramount to generalising his argument.

JJEL classification numbers: B 12, B 31.